

## 名張市都市計画審議会小委員会運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、名張市都市計画審議会運営規程第12条の規定に基づき、名張市都市計画審議会小委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者のうち、名張市都市計画審議会会長が指名するものをもって組織する。

- (1) 名張市都市計画審議会条例(昭和56年名張市条例第16号。以下「条例」という。)第2条に規定する委員
- (2) 条例第3条第2項に規定する専門委員

### (委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は名張市都市計画審議会会長が指名し、委員会を招集し、統括する。

3 副委員長は、委員長が指名し、委員長が欠席の場合は、副委員長が委員長の職務を代理する。

### (委員会の運営)

第4条 委員会の運営は、条例第5条第2項、第8条から第9条並びに名張市都市計画審議会運営規程を準用する。この場合において、「審議会」を「委員会」に、「会長」を「委員長」に読み替えるものとする。ただし、これによりがたい場合は当該委員会において協議のうえ決定する。

### (雑則)

第5条 この規程に定めがない事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

### 附 則

この規程は、平成21年6月30日から施行する。